

山形市学校給食センター
維持管理運営包括委託事業

実施方針等への質問・意見に対する回答

令和5年6月19日

山形市

番号	区分	資料名等	頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問内容	回答
1	意見	実施方針	4	2		(5)				事業の内容	昨今の水光熱費の高騰の状況について、今後も高止まりか更なる値上げの傾向という予測が出ています。事業者として十分な予算措置となりますと事業費の高騰につながるため、水光熱費については市の負担として頂くのが望ましいと考えます。	水光熱費は、本事業の委託費に含まれているため、事業者負担でお願いします。
2	質問	実施方針	4	2		(5)	オ	(ア)		選定事業者の収入	委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定するとありますが、詳細な改定時期、方法についてご教示ください。	委託料の改定方法は、企業向けサービス価格指数や消費者物価指数をもとに算定していくことを想定しています。企業向けサービス価格指数の四半期指数や、消費者物価指数の年度平均指数が公表される時期を考慮し、5月に市から確認書により事業者へ通知し、相互に確認した上で当該年度の支払いに反映することを想定しています。
3	質問	実施方針	6	3	2	(1)				選定スケジュール	スケジュールがタイトで参加を検討する時間が短いため、委託費の減額ペナルティや違約金がかかる資料又は基本協定書(案)、事業契約書(案)を早めに開示していただけないでしょうか。	基本協定書(案)、事業契約書(案)は、募集要項公表時に開示します。
4	質問	実施方針	8	3	3	(1)	ア			参加者の構成等	参加者は、維持管理企業、運営企業及び調理設備企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとありますが、SPCに出資のみする企業やプロジェクトマネジメント企業としての参加は可能でしょうか。	参加資格要件を満たせば参加可能です。
5	質問	実施方針	9	3	3	(1)	イ			参加者の構成等	構成員には山形市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する者を複数含むこと、とありますが、山形市内の企業が構成員に1者も含まれない場合、入札に参加出来ないということでしょうか。	ご認識の通りです。
6	意見	実施方針	11	6	1					事業の継続が困難となった場合	15年以上経過した施設では特に設備機器の突発的な故障等で給食の提供ができないなどの影響が出るリスクが低くありません。適正な維持管理を実施していたにもかかわらず、こうした状況でのペナルティ付与は事業者にとって高いリスクとなるため、明らかに事業者の帰責である場合に限定していただけないでしょうか。	実施方針に記載のとおり、帰責者によって判断します。
7	質問	実施方針	12	7	2	(1)				SPCの設立等	SPCを設立する事との記載がございますが、本事業は金融機関からの融資を必要としないため、SPCの設置は不要としていただけないでしょうか。	窓口の一元化などの効果を期待し、SPCの設立は必須とします。
8	質問	実施方針	14							別紙 リスク分担保リスクの種類 契約	契約締結が遅延する等の負担者が両者主分担保となっておりますが、帰責のある方のリスクになるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
9	質問	実施方針	14							別紙 リスク分担保リスクの種類 法制度	「事業に特別に影響を及ぼす法令等の新設、変更に関するもの。」と記載がございますが、施設所有者に係る法令変更、法令解釈変更、各通達等による点検基準や点検項目の変更による点検費用の増額は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
10	質問	実施方針	14							別紙 リスク分担保リスクの種類 不可抗力	不可抗力は事業者で予測できない現象のため、「事業者の費用負担は無し」としてください。 本事業は、竣工16年～26年目までを維持管理運営していくため、新築から15年目の建物とは異なり老朽化していく建物であります。一部負担であれ民間事業者の負担とすることは、見えざるリスクを民間事業者に負担させることになり、民間事業者は、そのリスクに対し不要な積算をしなければならなくなるためです。	リスク分担保に記載のとおりとします。
11	質問	実施方針	14							別紙 リスク分担保リスクの種類 不可抗力	不可抗力は、大雪により配送の遅延や給食提供ができなかった場合も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
12	質問	実施方針	14							別表リスク分担保運営期間中の物価変動	運営期間中の物価変動に使用する指数について、通常、維持管理業務費の物価変動は、「企業向けサービス価格指数-建物サービス：日本銀行調査統計局」又は、「消費者物価指数 財・サービス、サービス(全国)：総務省統計局」の指数を用いてサービス対価を改定することが一般的となっておりますが、上記2つの指数は実態と乖離した指数となっております。日本PFI・PPP協会において、この乖離した指数ではなく、維持管理業務の「サービス対価」の物価変動指数は、当該PFI事業の維持管理業務に従事する人員の人員費と相関関係が高い物価変動指数を選定する。と提言されております。 ＜推奨＞：【厚生労働省の毎月勤労統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者5人以上。】 上記の通り日本PFI・PPP協会において推奨されている指数を採用頂きますようお願いいたします。	先進自治体の例を参考に、維持管理は企業向けサービス指数<建物サービス>、運営は企業向けサービス指数<給食サービス>、光熱水は消費者物価指数<山形市>をもとに算定することを想定しています。
13	質問	実施方針	14							別表リスク分担保運営期間中の物価変動	運営期間中の物価変動に使用する指数について、修繕業務の指数を設定する場合は以下の指数を採用頂きますようお願いいたします。 【一般財団法人建設物価調査会、建築費指数、標準指数、事務所、SRC】 (継続PFI案件：ルミール府中(第二期)にて採用) 建設関連の価格高騰を全部ではないがある程度織り込んでいる指数であると考えております。	No12参照。
14	質問	実施方針	14							別表リスク分担保運営期間中の物価変動	修繕費に係る委託料について、設備機器の製造原価の高騰による価格変動は、物価改定の指数を用いても追いつかないことが想定されます。事業者起因でない要因の価格変動は、市側でご負担していただけないでしょうか。	事業者にて負担をお願いします。ただし、必要に応じて協議することとします。
15	質問	実施方針	15							別紙 リスク分担保	配送の遅延リスクのうち、例えば大雪などの影響での渋滞による遅延等はペナルティから除外されるとの認識でよいでしょうか。	「戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの」については、除外します。
16	質問	実施方針	15							別紙 リスク分担保	配送の遅延リスクのうち、例えば「交通混雑・悪天候による遅延」や、「食材納入・市による食材検収の遅延」といった、事業者でコントロールすることが難しい要因もあると考えます。配送の遅延リスクについて、ご検討の程お願い申し上げます。	不可抗力にあたるものについては、除外となります。

番号	区分	資料名等	頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問内容	回答
1	質問	要求水準書(案)	5	2	1	(2)	カ			調理リハーサル	調理・配送りリハーサルの内容については、落札後協議を行い決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	質問	要求水準書(案)	7	3	1	(2)	ウ			施設(設備機器を含む)の修繕及び更新に係る基本的な考え方	市が実施する予防修繕・更新する施設の一覧と事業者が実施する予防修繕・更新する施設の一覧は早めに開示願います。要求水準書(案)を拝読しましたが、どの設備が事業者が実施する修繕・更新となり、どの設備が市が実施する予防修繕・更新かが明確になっていないため、積算の作業ができません。入札スケジュールはタイトであると認識しており、早めに積算を開始したいと考えております。	事業者が判断・提案に必要な材料(施設及び設備等の修繕履歴及び現況)については、募集要項公表時に開示できるよう努めますので、それをもとにご検討願います。第2期の維持管理業務における修繕及び更新業務としては、第1期と同様に施設及び設備等の機能を維持するための修繕や部分的な更新は事業者が行うものとなります。しかしながら、耐用年数等や劣化状況により通常の修繕や部分的な更新では機能を維持することが難しく、計画的に対応する必要がありますがあるものについては、事業者からの提案をもとに、市にて計画策定し、対応していきます。
3	質問	要求水準書(案)	7	3	1	(2)	ウ			施設(設備機器を含む)の修繕及び更新に係る基本的な考え方	ウの10行目「30年以内に更新が必要なものについては、必要に応じ本事業とは別に、長期的視点に立ち、選定事業者からの提案に基づき市が策定する「長期予防修繕・更新計画」に基づいて、市が予防修繕・更新を検討・実施する。」と記載がございますが、事業者からの提案があったにも関わらず、市が予防修繕・更新を検討・実施せず、給食提供に影響が生じた場合は、事業者にペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に事業者からの提案がなかった場合は、ペナルティの対象となります。事業者から提案があったにも関わらず、市が対応しなかった場合は、ペナルティ対象外となります。
4	質問	要求水準書(案)	7	3	1	(2)	ウ			施設(設備機器を含む)の修繕及び更新に係る基本的な考え方	修繕・改修業務は、官民リスク分担の公平性を鑑み、以下の考え方としていただけないでしょうか。 ・年間●千円までの修繕を事業者の業務とする。 ・計画修繕については、事前に市と協議して計画し、費用については年間●千円にて取まるように事業者は協力する。 ・年間●千円までの修繕に余力が出た場合は、毎年度修繕費の清算を行う。 ・やむを得ず修繕費用が年間●千円を超過した場合は市の負担とする。 現状の業務分担では、あまりにも民間側のサービス対価減額リスクが高すぎると考えており、官民リスクの公平性を鑑みご検討よろしく願います。	要求水準書のとおりとします。
5	質問	要求水準書(案)	7	3	1	(2)	ウ			施設(設備機器を含む)の修繕及び更新に係る基本的な考え方	設備機器や配管配線等、施設に起因する給食提供への影響については、不具合発生時に迅速に修理等の対応を行った場合は、委託費の減額ペナルティの対象外としていただけないでしょうか。理由としては、竣工16年～25年の施設であるため、設備の経年劣化が進んでおり、適切な維持管理をしていても想定できない突発的な不具合を回避できない為です。	適切な維持管理がなされていたことを前提に、不具合発生時に、委託費で迅速に修理等の対応を行った場合は、委託費の減額ペナルティの対象外とします。
6	質問	要求水準書(案)	8	3	1	(2)	ウ			施設(設備機器を含む)の修繕及び更新に係る基本的な考え方	「ただし、天災などの双方の責に帰することができない事由により修繕及び更新が必要になった場合は、その実施方法等について市と協議するものとする。」と記載がございますが、実施方法等については双方協議を行い、掛かる費用につきましては市の負担との理解でよろしいでしょうか。 天災などが発生した場合、一部負担であれ民間事業者の負担とすることは、見ざるリスクを民間事業者に負担させることになり、民間事業者は、そのリスクに対し不要な積算をしなくてはならなくなるためです。	民間事業者の負担は、応急的な対応や事業者の維持保全計画の中で対応可能な部分をお願いするものです。ただし、必要に応じて協議することとします。
7	質問	要求水準書(案)	11	3	2	(5)				事業期間終了時の検査	事業期間終了時の検査の項目(ア～イ)が示されていますが、現実的には内装や耐火被覆により点検することが難しい箇所がありますので、検査は合理的に実施できる範囲で行えば良いとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
8	質問	要求水準書(案)	14	3	5	(2)	ア	(ア)		調理設備保守管理業務	日々の調理開始前と調理終了後の調理設備機器の点検につきましては運営企業(調理企業)が行う業務と認識しておりますので、(1)運営業務の対象(ア)調理業務内として頂けないでしょうか。	業務の実施者は事業者間で調整してください。
9	意見	要求水準書(案)	14	3	5	(2)	ア	(ア)		調理設備保守管理業務	日々の調理開始前と調理終了後の調理設備機器の点検につきまして、調理作業中は調理設備保守管理業者が立ち入ることができませんので、運営企業(調理企業)が行う業務と認識しております。従いまして、(1)運営業務の対象(ア)調理業務内として頂けないでしょうか。	業務の実施者は事業者間で調整してください。
10	質問	要求水準書(案)	15	3	6	(2)	ウ	(ア)	e	清掃業務 業務内容	「床は1日1回以上、窓ガラスは月1回以上、清掃を行うこと」と記載がございますが、高所の窓ガラスは塵埃が堆積しなければ、長期休業期間に実施すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	高所の塵埃が空調の風などで舞う可能性があるため、要求水準書に記載のとおり、定期的に清掃をお願いします。
11	質問	要求水準書(案)	15	3	6	(2)	ウ	(ウ)	a	清掃業務 業務内容	「見学者スペース及び玄関の窓ガラスは、1週間に1回以上清掃すること」とありますが、高所の窓ガラスは塵埃が堆積しなければ、長期休業期間に実施すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	NO10参照。
12	質問	要求水準書(案)	17	3	8	(1)				予防修繕・更新調査業務	計画案作成業務は「長期予防修繕・更新計画(案)」を作成し、提案すること。市は、提案を受け内容を精査・検討した上で、「長期予防修繕・更新計画」を策定する」と記載がございますが、事業者の提案した「長期予防修繕・更新計画(案)」と市の策定する「長期予防修繕・更新計画」に乖離があり、乖離した内容において修繕が発生した場合、その費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	乖離した部分について、市と事業者で協議するものとし、市側の判断で実施しなかった場合のトラブル発生については市側の負担となります。
13	質問	要求水準書(案)	17	3	8	(2)				予防修繕・更新調査業務	調査提案業務は「予防修繕・更新が必要なものについて、その実施時期、実施内容(概算費用の積算を含む)を示して市に提案すること」と記載がございますが、市が修繕を実施することした場合、その修繕業務は事業者が請負うことが可能でしょうか。または、別途入札となるのでしょうか、発注方法を教示願います。	学校給食を提供しながらの修繕となるため、期間的な制限や衛生管理等を考慮する必要があることから、事業者が請負うことは可能なものと考えております。なお、具体的な発注方法については、今後、検討してまいります。
14	質問	要求水準書(案)	17	3	8	(2)				予防修繕・更新調査業務	市が実施する修繕・更新業務に対し、工事が休日や時間外で実施される場合、その業務の立会いは市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者に立会いが依頼される場合、その立会費は別途市へ請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。(事業者が請負う場合を除く)
15	質問	要求水準書(案)	18	3	9	(2)				事業終了後の引継業務 (2)市による確認事項	事業期間終了時の市の確認事項の表が示されていますが、施設の機能を満たしていれば、経年劣化は許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	区分	資料名等	頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問内容	回答
16	質問	要求水準書(案)	21	4	1	(3)				業務実施体制	調理責任者、調理副責任者の資格要件が「管理栄養士又は栄養士」となっております。学校給食調理員は一般的に調理師免許資格者でも問題ありません。また、責任者の育成の観点からも調理師を除外することは事業者の雇用選択肢を狭め、更には地元雇用にも影響します。調理師資格も要件に加えていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
17	質問	要求水準書(案)	22	4	1	(3)	イ	(イ)		営業許可の取得	選定事業者は、食品衛生法第52条による営業許可を取得してありますが、企業グループ内の運営企業が営業許可を取得する認識で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	質問	要求水準書(案)	29	4	6	(1)				配送車の調達	配送車の調達には、1年程度時間を要します。そのため、配送車については衛生的な状態を保持していれば、次期事業運用開始時には新車に限らず現行車でもよろしいでしょうか。	衛生的な状態の保持及び車両の劣化等安全な配送に問題がなければ、現行車の使用を認めます。
19	質問	要求水準書(案)	30	4	7		イ			調理員による給食時間の学校訪問	「調理員が年3回程度給食時間に各学校に訪問し…」とありますが、1回に何校程度訪問することを想定されておりますでしょうか。	1回に2校程度の訪問を想定しております。
20	質問	要求水準書(案)	30	4	7		ウ			多様化給食び実施支援	「多様化給食」について、想定案がございましたら、参考までにご教示ください。	現事業においては、リクエストメニューやバイキング給食を実施しているが、他市の事例なども踏まえ、その他にも学校給食において実施可能なものがあれば、提案をいただきたいというものになります。